「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（宮城県指定 第０４７０９００３８２号）

平成１１年３月３１日厚生省令第３７号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第８条に基づいて、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 1
２．事業所の概要 1
３．事業実施地域及び営業時間 2
４．職員の体制 2
５．当事業所が提供するサービスと利用料金 2
６．サービスの利用に関する留意事項 6
７．苦情の受付について・・・

（７）**事業所の運営方針**　在宅で生活したい方が介護を必要とする場合の介助

（８）**開設年月**　平成２０年２月１日

（９）**事業所が行っている他の業務**

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〇介護保険法に基づく介護予防訪問介護

平成 20 年２月１日指定　０４７０９００３８２

〇障害者自立支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護

平成２０年２月１日指定　０４１０９０００６２

〇介護タクシー　平成１６年２月２７日許可　東北運輸局　東自旅ニ第７３３号

３．事業実施地域及び営業時間

（１）**通常の事業の実施地域**　塩釜市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町、仙台市宮城野区

（２）**営業日及び営業時間**　※時間外、休日のサービスはご相談下さい。

営 業 日	**月曜日～土曜日** （ただし、12 月 31 日から１月３日を除く）
受付時間	7 時 30 分～20 時
サービス提供時間帯	7 時 30 分～20 時

４．職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
１．事業所長（管理者）	１名			１名	
２．サービス提供責任者	２名			１名	
３．訪問介護員	３名	６名	4.3 名	2.5 名	1.5 の人員含む
(1)介護福祉士	２名	１名			
(2)訪問介護養成研修１級（ヘルパー1 級）課程修了者	１名				
(3)訪問介護養成研修 2 級（ヘルパー2 級）課程修了者		５名			

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）＊

以下のサービスについては、利用者負担割合に応じて介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護
入浴・排せつ・食事・更衣等身体に直接触れて介護を行います。
○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の介助を行います。
○乗降介助
通院等のための乗車又は降車の介助を行います。

☆ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助
…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助
…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助
…食事の介助を行います。

○体位変換
…体位の変換を行います。

○通院介助
…通院の介助を行います。

② 生活援助(介護保険上、基本的にはご家族同居の場合利用できません)

○調理
…ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行えません。）

○洗濯
…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行えません。）

○掃除
…ご利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の部屋、庭等の敷地の掃除は行えません。）

○買い物
…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れ代行は行えません。）

③ 乗降介助

○通院等のための乗車又は降車の介助

…ご利用者が通院等で乗車する際と降車する際の介助を行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第９条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前８時から午後６時）での料金は次の通りです。

※自己負担割合１割の場合(処遇改善加算・特定処遇改善加算含まず)令和３年４月改定

	サービスに要する時間	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 （30 分増す毎に）
身体介護	1．利用料金	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
	2．うち、介護保険から給付される金額	2,196 円	3,483 円	5,103 円	738 円
	3．サービス利用に係る自己負担額（1－2）	244 円	387 円	567 円	82 円
生活援助	4．利用料金	20 分以上 45 分未満	1,790 円	45 分以上	2,200 円
	5．うち、介護保険から給付される金額	－	1,611 円	－ 円	1,980 円
	6．サービス利用に係る自己負担額（4－5）	－	179 円	－ 円	220 円
乗降介助	7．利用料金（片道１回）				970 円
	8．うち、介護保険から給付される金額				873 円
	9．サービス利用に係る自己負担額（7－8）				97 円

☆ **サービス提供責任者が初回訪問時には初回加算が生じます**。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前８時から午後５時 59 分）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後６時から午後９時 59 分まで）　：25％割増

・早朝（午前６時から７時 59 分まで）　：25％割増

・深夜（午後 10 時から午前５時 59 分まで）　：50％割増

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合(ケアマネージャーが必要と判断しサービス計画書に記載)、ご契約者（ご利用者）の同意の上で、通常の利用料の２倍の料金をいただきます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険

から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額が変更になります。**(処遇改善加算やその他国の定める加算対象等の変更)**

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 9 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

この場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

処遇改善手当(介護給付相当分)は別途掛かります。

サービスに要する時間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 （30 分増す毎に）
身体介護	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
生活援助	45 分未満	1,790 円	45 分以上	2,200 円

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・夜間（午後 6 時から午後 9 時 59 分まで）　：25％割増

・早朝（午前 6 時から 7 時 59 分まで）　：25％割増

・深夜（午後 10 時から午前 5 時 59 分まで）　：50％割増

②介護輸送サービス（介護タクシー）

身体介護や乗降介助のサービスで介護タクシーを利用する場合の運賃・料金は、別紙の介護輸送サービス・料金表の金額がご契約者の負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更を行う 2 か月前までにご説明し相当な額に変更することがあります。

（３）交通費（契約書第 9 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して要した交通費の実費をいただきます。また通常の事業実施地域内であっても通院介助・外出介助・薬取り・買い物など外出が伴う場合は、訪問介護員の交通費や燃料費、買い物代金などの実費を事業者に支払うものとします。

薬取りや買い物等で事業所や訪問介護員の自動車を利用する場合は、1km に付き 30 円

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第 9 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料

金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．訪問時に現金でお支払い

イ．下記指定口座への振り込み
仙台銀行　　多賀城支店　普通預金　３９７７４１１　株式会社ケアクルー
七十七銀行　塩釜西支店　普通預金　５２９７４７８　株式会社ケアクルー
郵便振替　　０２２７０－７－８２７８０　ケアクルー介護ステーション

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行

※上記イの郵便振替とウの郵便貯金からの自動引き落としの手数料は事業所が負担しますが、銀行振り込みの場合はご契約者がご負担願います

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第 10 条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出が**あった**場合	無料
利用予定日の前日までに申し出が**なかった**場合	当日の利用料金の 100％ （ 自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（２）訪問介護員の交替（契約書第 7 条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（３）サービス実施時の留意事項（契約書第 8 条参照）

①定められた業務以外の禁止

ご契約者（ご利用者）は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更（契約書第 11 条参照）

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為（契約書第 15 条参照）

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為
②ご契約者(ご利用者)またはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④飲酒及びご契約者(ご利用者)またはその家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者(ご利用者)またはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥その他ご契約者(ご利用者)もしくはその家族等に行う迷惑行為

７．苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］サービス提供責任者　今野京子

○受付時間　　毎週月曜日～土曜日　09：00～17：00

（２）行政機関その他苦情受付機関

塩竈市福祉こども未来部高齢福祉課介護保険係	所在地　塩竈市本町 1-1（壱番館 1 階） 電話番号　022-364-1204　ＦＡＸ022-366-7176 受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝は除く）
多賀城市介護・障害福祉課介護保険係	所在地　多賀城市中央二丁目 1-1　西庁舎 6 階 電話番号　022-368-1497　ＦＡＸ022-368-7394 受付時間　午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分（土・日・祝は除く）
利府町保健福祉部地域福祉課介護保険係	所在地　利府町新並松 4 番地 電話番号　022-767-2198　ＦＡＸ022-767-2102 受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝は除く）
七ヶ浜町長寿社会課介護保険係	所在地　七ヶ浜町東宮浜丑谷辺 5-1 電話番号　022-357-7447　ＦＡＸ022-357-5744 受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝は除く）
宮城野区役所介護保険課介護保険係	所在地　仙台市宮城野区五輪 2 丁目 12-35 電話番号　022-219-2111 受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝は除く）
宮城県国民保険団体連合会介護保険課介護相談室	所在地　仙台市青葉区上杉 1-2-3 自治会館 6 階 電話番号　022-222-7700　ＦＡＸ022-222-7260 受付時間　午前 9 時～午後 4 時（土・日・祝は除く）
宮城県社会福祉協議会・福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	所在地　仙台市青葉区本町 3 丁目 7-4 電話番号　022-225-8476　ＦＡＸ022-265-4469 受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝は除く）

※当事業所では第三者評価の実施は行っておりません。

８．緊急時の対応方法

サービスを提供中、利用者に緊急事態が生じたときは、下記の主治医、緊急連絡先、介護支援専門員へ連絡します。

主　治　医	病院名		所在地	
	医師名		電　話	
緊急連絡先	氏　名		住　所	
	続　柄		電　話	
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	事業所		所在地	
	氏　名		電　話	

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

ケアクルー介護ステーション

説明者職名　　氏　名　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。（契約書と本書の他の署名・捺印も含みます）

契約者住所　　氏　名　　㊞

（電話番号）

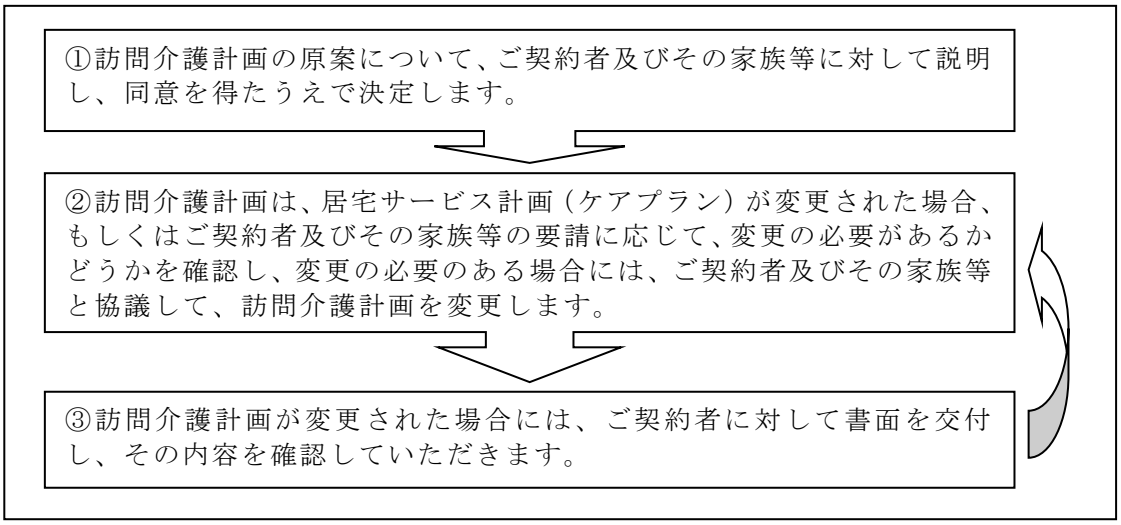
利用者住所　　氏　名　　㊞

（電話番号）

＜重要事項説明書付属文書＞

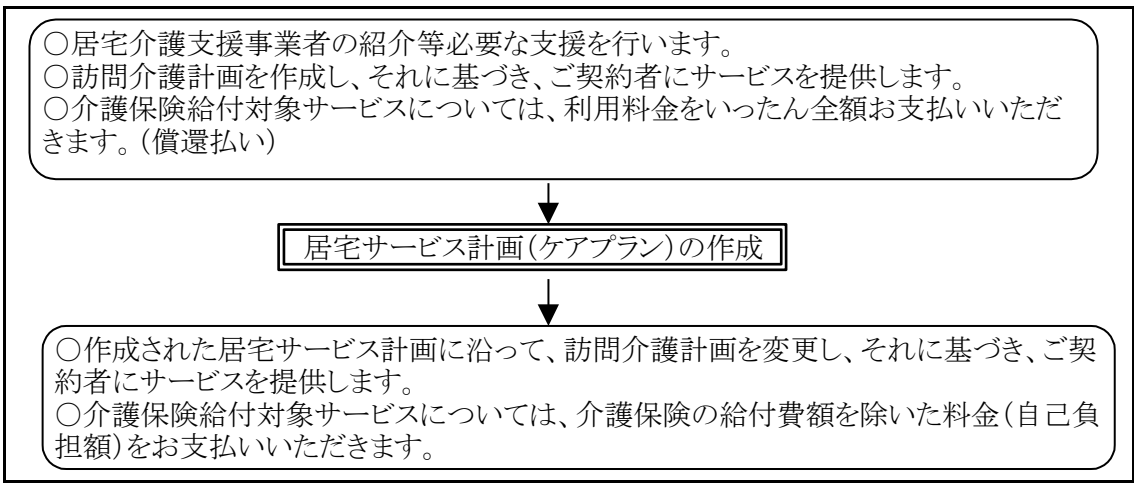
１．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第３条参照)

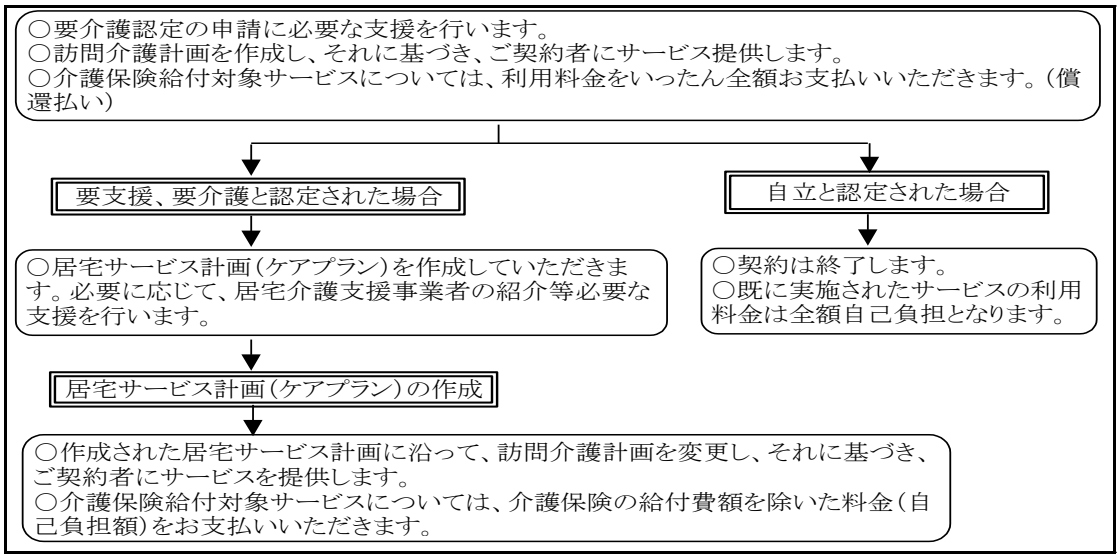


（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



２．サービス提供における事業者の義務（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご利用者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します
② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤ サービス実施時に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

３．損害賠償について（契約書第 16 条、第 17 条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

４．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができ

ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 18 条参照)

①ご契約者（ご利用者）が死亡した場合
②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 20 条、第 21 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の最短７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご利用者が入院された場合
③ ご利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。